

介護職員等特定処遇改善加算について

1. はじめに

経済政策パッケージ（2017年12月8日閣議決定）にて「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、2019年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。本会もその趣旨を組み技術の向上、処遇改善に取り組んでいきます。

2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

事業所名	サービス名	加算区分	加算
介護老人保健施設 慈眼苑	介護老人保健施設	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
介護老人保健施設 慈眼苑	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
介護老人保健施設 慈眼苑	(介護予防)通所リハビリテーション	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
荒尾中央病院 介護医療院	介護医療院	特定加算Ⅱ	
慈眼苑ヘルパーステーション	訪問介護	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)
慈眼苑ヘルパーステーション	訪問型サービス(独自)	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)
小規模多機能ホーム 柳花荘	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	特定加算Ⅱ	

3. 取組内容

(1) 資質の向上

- 働きながら、介護福祉士取得を目指す者に対する支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修や受講支援
- 小規模事業者の共同による採用、人事ローテーション、研修のための制度構築

(2) 労働環境・処遇の改善

- 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためリフト等の介護機器等導入
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の設置
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の設置

(3) その他

- 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- 非正規職員から正規職員への転換

※採用に関する情報やお問い合わせはこちらをご覧ください。

[→ 介護福祉士・介護職員の求人情報](#)